



次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト

平成 29 年度『事業拡大雇い入れ人材育成支援事業』 事業拡大する企業を対象とした人件費補助のご案内

1 事業概要

次世代産業分野に関連する製造業において、設備投資等の事業拡大又は品質向上などを行う際に、企業が新たに雇い入れる従業員の人件費を一部補助します。

補助金額：1人あたり最大100万円（従業員の有する資格等に応じて段階あり）
対象経費：人件費（補助の対象経費とは別に新規雇用従業員の研修費を補助額の25%以上負担していることが必要）

2 補助対象企業の要件

以下の（１）及び（２）の要件を全て満たしていること

- （１）「次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト事業構想」において指定した17業種〔※〕に該当していること

※ 対象の17業種（日本産業標準分類中分類による）

コード	業 種	コード	業 種	コード	業 種
13	家具・装備品製造業	23	非鉄金属製造業	29	電気機械器具製造業
16	化学工業	24	金属製品製造業	30	情報通信機械器具製造業
18	プラスチック製品製造業	25	はん用機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
19	ゴム製品製造業	26	生産用機械器具製造業	39	情報サービス業
21	窯業・土石製品製造業	27	業務用機械器具製造業	74	技術サービス業
22	鉄鋼業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		

- （２）①の次世代産業分野において、②の支援対象となる取組みを行っていること。

① 次世代産業分野

高度技術関連	<ul style="list-style-type: none"> 航空機（機体、エンジン、装備品） 宇宙関連機器（ロケット、人工衛星、宇宙ステーション、宇宙探査機） ロボット〔産業ロボット、サービスロボット（アシストスーツ、ドローン含む）〕 新素材（航空宇宙機材料、ロボット材料、環境・次世代エネルギー材料、医療・介護機器材料）
環境・次世代エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全（大気・水処理、マイクロ・ナノバブル） 水素エネルギー、燃料電池 再生可能エネルギー 蓄電池
先端医療	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品 医療機器、介護機器

② 支援対象となる取組み（以下のいずれか）

①の分野における、（ア）製造事業の拡大、（イ）新規参入、（ウ）新製品、新技術等の研究、開発、試作

〔（ア）～（ウ）の対象には、製品の構成に必要な機器、部品、素材、薬品の製造を含む〕

3 補助の要件

(1) 新規雇用者の条件

平成29年4月1日以降に新たに雇用され、兵庫県内の事業所に勤務し、以下の条件すべてに該当していること（※例外あり P4…「8 その他留意事項(3)参照」）

- ① 次世代産業分野に関連する設備投資等の事業拡大、研究開発および品質向上・改善などに伴う業務に従事すること
- ② 技術習得、技能向上など人材育成のための研修を受けること
- ③ 6箇月以上雇用される見込みであること
- ④ 退職者補充のための雇い入れでないこと

(2) 企業が負担する研修費の条件

補助対象経費(人件費)とは別に、新規雇用者の研修費を補助金額の25%以上負担すること

〔※研修費の例（講師謝金、外部研修参加（受講）料、外部研修参加のための交通費・宿泊費、会場使用料、研修で使用する機器・物品のリース経費、原材料費や書籍購入費など）〕

4 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

新規雇用者の人件費（賃金、各種手当、通勤交通費、社会保険料等）

(2) 補助金の区分

区分	補助金 上限額	要 件		
		新規雇用者の資格等※1 〔平成30年3月31日まで に取得見込の場合を含む〕	企業が負担 する人件費 ※3、4	企業が負担 する研修費 ※4
1	100万円	弁理士、情報処理技術者（高度試験） 情報処理技術者（応用情報技術者試験）、技術士 技能検定（1級）、電気主任技術者（第1種） 環境計量士、日商簿記（1級） など	100万円 以上	25万円 以上
2	70万円	放射線取扱主任者（第1種）、電気主任技術者（第2種） 電気工事士（第1種）、工事担任者（A I・DD総合種） 技術士補、情報処理技術者（基本情報技術者試験） 公害防止管理者（大気関係第1種、水質関係第1種） 一般計量士、消防設備士（甲種） 火薬類製造保安責任者（甲種）、危険物取扱者（甲種） ボイラー技士（1級）日商簿記（2級） 高圧ガス製造保安責任者（甲種化学）、（甲種機械） など	70万円 以上	17万5千円 以上
3	50万円	事業拡大等に際して必要な人材 （ 資格なし ）	50万円 以上	12万5千円 以上

※1 補助対象の新規雇用者が有する資格等に応じて、補助金額の上限を定めた区分を決定する。ただし、資格を有しない者についても、取得学位を資格と見なして、区分を決定する（理工系の博士、修士の取得者は第1区分、理工系の学士、準学士の取得者は第2区分）。例示以外の資格については、県でヒアリング等を実施の上、区分を決定する。

※2 平成30年3月31日までに取得見込みの場合でも申請は可能。ただし、補助金の交付時には資格等を取得していること。

※3 人件費のみでは該当する区分の補助金上限額を下回る場合には、研修費を含めることができる。ただし、企業が負担する研修費以外の経費で、消費税抜きの金額であることが必要

※4 国、都道府県から別途、補助金、委託料、助成金等が支給されている経費は対象外

5 補助対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

6 公募の概要

(1) 募集期間

随時募集しています。

なお、予算の上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。

※詳細は県ホームページでご確認ください。

(2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業拡大雇い入れ人材育成支援事業計画書（別紙1）
- ③ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書※発行日が6カ月以内、写し可
- ④ 会社概要が分かる資料
- ⑤ 兵庫県「次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト推進事業」への参加申込書
- ⑥ 債権者登録書（補助金の振込先口座の登録書）

①～⑥を1部ご提出ください。

※ 上記の⑤、⑥の書類は過去に県に対して提出済の場合は提出不要です。

※ 各様式は県ホームページからダウンロードしてご使用ください。

アドレス：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/h27/zisedai-zigyuu.html>

(3) 申請方法

- ① 郵送
- ② 持参（受付時間：月から金まで（祝日を除く）
9時30分から12時 及び 13時から17時）

※受付時間が変更になる場合は、ホームページでお知らせします。

(4) 連絡先等

- ① 申請書 提出先
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課しごと企画班
- ② 問い合わせ先
しごと支援課 しごと企画班（電話番号078-362-9168）

7 補助金交付申請後の手続き

補助要件満了後、2週間以内に補助事業実績報告書を県に提出してください。

具体的な手続きの流れは5ページをご覧ください。

8 その他留意事項

- (1) 補助対象企業となるためには、前記2に加えて、以下の要件を全て満たしてい

ることが必要です。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - ② 国等の審査に協力する事業主であること（審査に必要な書類等を整備保管、必要な書類提出、実地検査受入）。
 - ③ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
 - ④ 労働保険料を滞納していないこと（支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）。
 - ⑤ 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主
 - ⑥ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
 - ⑦ 暴力団と関わりがないこと。
 - ⑧ 申請日又は交付日の時点で倒産している事業主でないこと。
- (2) 3 (1) ③新規雇用者の条件について、平成29年10月2日以降の雇い入れで、年度中に6箇月を経過しない場合にあつては、期間の定めのない又は6箇月以上の期間の雇用契約を締結していることが必要です。
- (3) 平成28年度に雇用した者を対象として、新たに補助金交付申請を行う場合は、以下の要件を満たしていることが必要です（詳細についてはお問い合わせください）。
- ① 雇い入れ日から1年以内であること。
 - ② 補助対象経費は平成29年4月1日以降かつ雇い入れ日から1年間までの経費であること。
 - ③ 平成29年6月30日（金）までに申請書を提出すること（以降の申請は受け付けられませんので、ご注意ください）。
- (4) 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上で提出をお願いいたします。
- (5) 提出された書類について、所管部署が期間を定めて補正を求めることがあります。必ず指定された期間内に補正を行うようにしてください。補正が期限までに適切に行われな場合、補助金は交付されませんのでご注意ください。
- (6) 県から補助金交付決定通知書を受領後、申請した補助金区分の変更や、新規雇用者が退職した場合は、変更のあった日から2週間以内に「事業拡大雇い入れ人材育成支援事業変更計画書」を提出し、計画変更の承認を受ける必要があります。
- (7) 補助金の実績報告提出時に新たに雇い入れた方が退職している場合、補助金を受給することはできません。
- (8) この補助金は国の交付金を活用した制度ですので、受給した事業主の方は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合は、書類の提出など検査へのご協力をお願いいたします。

(参考1)

補助金交付の流れ（平成29年4月1日以降）

各種様式のデータは県ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/h27/zisedai-zigyuu.html>)

(1) 次世代産業分野に関連する設備投資等の事業拡大又は品質向上などを行うにあたり、必要となる人材の雇用・育成計画（平成29年4月1日以降、新たに雇用した方が対象となります）を作成し、提出期限までに以下の書類を提出【①～⑥を1部】

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業拡大雇い入れ人材育成支援事業計画書（別紙1）
 - ③ 法人登記簿謄本 又は 現在事項全部証明書 ※発行日が6カ月以内、写し可
 - ④ 会社概要が分かる資料
 - ⑤ 兵庫県「次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト推進事業」への参加申込書
 - ⑥ 債権者登録書（補助金の振込先口座の登録書）
- ※ 上記の⑤、⑥の書類は過去に県に対して提出済の場合は提出不要です。

(2) 県から補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付

※補助金交付申請を受理し、予算を確保したことを示す通知です。

(3) 新たに雇用する者に対し、研修（OJT、OFF-JT）を実施

※ 申請した補助金の区分の変更や、新規雇用者が退職した場合は、変更のあった日から2週間以内に以下の書類を提出

補助金変更交付申請書（様式第7号）

事業拡大雇い入れ人材育成支援事業変更計画書（別紙2）

(4) 補助要件満了（研修、必要な経費の支払いが終了）後、2週間以内に以下の書類を提出【1部】

- ① 補助事業実績報告書（様式第10号）
- ② 事業拡大雇い入れ人材育成支援事業実績報告書（別紙3）
- ③ 実績確認に必要な添付書類
 - ・ 雇用契約書 又は 雇い入れ通知書の写し
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ・ 官公署で発行した対象労働者の指名及び生年月日を確認できる書類の写し（住民票、運転免許証等の写し）
 - ・ 資格所有（取得）を証明する資料の写し（補助区分の1又は2の場合）
 - ・ 経費明細を証する資料（賃金台帳、領収書等の写し）
- ④ 補助金請求書（様式第12号）

(5) 県から補助金を支払い

(6) 各種調査への協力、書類の保管（事業終了後5年間）

(参考2)

補助金申請に関するQ & A

Q 1…企業が負担する研修費にはどのような内容の研修が含まれるのか。

A 1…以下のような経費を研修費として想定しています。

- ①業務に必要な技能教習受講料（クレーン・玉掛けなど）
- ②業務に必要な知識習得講座受講料（JISQ9100、PL法など。通信教育も含む）
- ③外部から講師を呼び実施する研修会の講師謝金や会場の使用料
- ④遠方の事業所で宿泊しながら研修を実施する場合の宿泊費、交通費（飲食費は除く）
- ⑤機器や物品をリースして研修を実施する場合のリース代
- ⑥試作品を製作させる実習で使用する原材料費
- ⑦社内の勉強会で使用するテキストなどの書籍購入代など

※なお、既存従業員が新規雇用従業員に対してOJTで研修を実施する場合の、既存従業員の人件費は対象外となりますので、ご注意ください。

Q 2…研修費について、機器・物品のリース経費等があるが、入社した者が共通の機器で研修を行う場合のその機器リース代や、共通の会場で研修を行う場合の会場費などを、受けた対象者人数分で按分するという考え方は可能か。

A 2…可能です。

例えば既存従業員3人、新規雇用者2人で研修を実施し、経費が総額10万円の場合は、 $10万円 \div 5人 \times 2人 = 4万円$ を新規雇用者の研修費として計上することが可能です。

Q 3…補助要件では、補助金申請額の25%以上の研修費を企業が負担することとなっているが、負担できる研修費が補助金申請額の25%未満の場合は補助金の申請をすることができないのか。

A 3…申請可能です。各区分の補助金額は上限を示しているため、研修費の支出が限られている場合でも、その研修費の額に対応する範囲内での補助金申請が可能です。例えば、区分3（補助金上限50万円 必要な研修費12万5千円以上）で、平成29年度中の研修費の支出予定が10万円の場合は、補助金申請額40万円、必要な研修費10万円として申請が可能です。

Q 4…複数名を対象として補助金申請をする場合、企業が負担する研修費は、対象者ごとに補助金申請額の25%以上の研修費を計上する必要があるのか。

A 4…対象者ごとに補助金申請額の25%以上の研修費の計上が必要です。
例えば、区分3（補助金上限50万円 必要な研修費12万5千円以上）で、2名を対象として申請を行う場合、それぞれに12万5千円以上の研修費を計上する必要があります。

Q 5…補助要件では、新規雇用者の配属先が県内の事業所であることとなっているが、補助金交付申請時点では兵庫県内の事業所で、実績報告提出時には県外の事業所に異動になっている場合は補助の対象となるのか。

A 5…補助金の交付申請時と実績報告時で、兵庫県内の事業所に配属されていることが必要ですので、県外の事業所に異動になった場合は補助の対象外となります。

Q 6…新規雇用者が外国籍の場合も補助の対象となるか。

A 6…出入国管理及び難民認定法で定められた就労が認められる在留資格のうち、いわゆる「専門的・技術的分野」の在留資格を有した方は補助の対象となります。（技能実習生の方は対象外です）

Q 7…補助金交付申請後に、新規雇用者が退職した場合は、補助金の受給は受けられないのか。

A 7…補助金の実績報告提出時に現に雇用されていることが必要となるため、退職されている場合は、既に人件費や研修費が支出されている場合でも、補助金の受給を受けることはできません。

Q 8…補助要件の資格取得について、補助金交付申請時に資格の取得を証明する書類は提出しなくてもよいのか。

A 8…補助金交付申請時には提出不要ですが、実績報告時に提出いただく必要があります。

Q 9…補助金変更交付申請書はどのような場合に提出する必要があるのか。

A 9…以下の①又は②の場合に、変更があった日から2週間以内の提出が必要です。

① 補助金交付決定を受けた補助金額の区分に変更がある場合

例えば、当初区分3（上限50万円 必要な研修費12万5千円以上）で交付決定を受けた者が、事業期間中に区分2の要件となっている資格を取得できる見込みとなり、補助金額を区分2（上限70万円 必要な研修費17万5千円以上）に変更したい場合には変更交付申請書の提出が必要です。

② 補助金交付決定を受けた後に、新規雇用者が退職した場合

例えば、新規雇用者2名について、補助金交付決定を受けていたが、その後1名が退職した場合には、補助金申請額を2名分から1名分に変更するための変更交付申請書の提出が必要です。

Q 10…平成28年度中に雇用した者を対象として、補助金交付申請はできないのか。

A 10…原則、申請はできません。

ただし、次の要件を全て満たしている場合のみ、補助金の交付申請が可能です。

- ① 雇入れ日から1年以内であること。
- ② 補助対象経費及び必要な研修費は平成29年4月1日以降かつ雇入れ日から1年間までの期間で支払われる経費であること。
- ③ 平成29年6月30日（金）までに申請書を提出すること。

例えば、平成29年3月1日に新たに雇入れた者を対象として申請する場合、平成29年6月30日までの間に補助金交付申請書を提出する必要があります。なお、この場合、申請書に記載できる補助対象経費及び必要な研修費は平成29年4月1日から平成30年2月28日までの期間の経費に限られます。

Q 11…提出書類のうち、⑤兵庫県「次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト推進事業」への参加申込書、⑥「債権者登録書」とは何か。

A 11…当該補助金事業は、国補助金を活用し、兵庫県で取り組んでいる、「次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト」の一環として実施しております。

このため、次世代産業プロジェクトの趣旨に賛同いただいた企業様にメンバー登録いただき、各種セミナーや補助金などの情報提供をさせていただいております。

⑤の参加申込書はこのための登録書類です。

⑥の債権者登録は、補助金を受給する際の振込先の口座登録書類です。

いずれの書類も補助金交付申請時に併せてご提出ください。なお、過去に県に対して提出済みの場合は、改めてのご提出は不要です。